

公益社団法人京都府介護支援専門員会 代議員選任細則

（目 的）

第 1 条 本細則は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という）定款第 11 条に基づき当法人の代議員（以下「代議員」という）の選任の規則を定めることを目的とする。

（配分）

第 2 条 代議員は、当法人の正会員の人数に応じて算出し、地区支部（以下「ブロック」という）ごとに配分する。（別表）

（選出方法）

第 3 条 代議員を選出するためブロックにおいて正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

2. 代議員は、正会員の中から選ばれることとし、正会員は、代議員選挙に立候補できるものとする。

3. 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。また、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

4. 代議員選挙は、2 年に 1 度実施すること。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の専任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法 146 条）についての議決権を有しないこととする。）

（報告）

第 4 条 ブロックが代議員を選出したときは、委員長は速やかに本会会長に「代議員就任承諾書」を添えて届け出て、社員総会に報告する。

（任期）

第 5 条 定款第 11 条第 5 項により、代議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続して 3 期（6 年）を超えて選任されることはできない。

2 補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

（辞任）

第 6 条 代議員は、当法人を退会する時、その他やむを得ない事情があるとき、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は、別途総会開催通知に定める日以前に行わなければならない。

(委任)

第7条 本細則に定めるもののほか、代議員の選任に関し必要ある場合は理事会がこれを定める。

(細則の改正)

第8条 この細則の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この細則は、平成26年1月28日から 施行する。

別表

公益社団法人京都府介護支援専門員会の地区支部ごとの当法人代議員数は次の通りとする。

0～50	1 人
51～100	2 人
101～150	3 人
151～200	4 人
201～250	5 人
251～300	6 人
301～350	7 人
351～400	8 人
401～450	9 人
451～500	10 人
501～550	11 人
551～600	12 人
600～650	13 人
651～700	14 人
701～750	15 人
751～800	16 人
801～850	17 人
851～900	18 人
901～950	19 人
951～1, 000	20 人